

福島市分別収集計画

令和4年6月

福 島 市

福島市分別収集計画

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、廃棄物循環型のごみゼロ社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市においては、平成16年度からプラスチック製容器包装とその他の紙製容器包装の資源物収集を開始し、12品目9分別を資源物として行政回収している。また、集団資源回収や学校における紙パック回収など、分別に対する市民の理解の浸透と多大な協力から、安定した資源物の排出がなされている。しかしながら、資源物量は近年徐々に減少傾向にあり、循環型社会形成に向け、一層の減量化や資源化を積極的に展開していく必要がある。

本計画では、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下法という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することによりすべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ 廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用を基本とした3Rの推進による廃棄物循環型社会形成
- ・ 廃棄物の適正処理の推進による安全で快適な生活環境の確保
- ・ 市民、事業者、行政の協働による環境保全
- ・ 廃棄物処理の一層の適正処理の推進による最終処分場延命化

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲食用紙製容器、段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	19,739.40 t	19,530.19 t	19,388.68 t	19,163.74 t	18,858.42 t

（品目別内訳）

品目	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
スチール缶	539.92 t	534.20 t	528.00 t	521.87 t	515.82 t
アルミ缶	885.47 t	876.08 t	865.92 t	855.87 t	845.95 t
無色ガラスびん	1,382.19 t	1,367.54 t	1,351.68 t	1,336.00 t	1,320.51 t
茶色ガラスびん	1,187.82 t	1,175.23 t	1,161.60 t	1,148.12 t	1,134.81 t
その他ガラスびん	475.12 t	470.09 t	464.64 t	459.25 t	453.92 t
紙パック	410.34 t	405.99 t	401.28 t	396.63 t	392.03 t
段ボール	2,548.41 t	2,521.40 t	2,492.16 t	2,463.24 t	2,434.67 t
雑がみ（※）	3,282.70 t	3,247.91 t	3,210.24 t	3,172.99 t	3,136.19 t
ペットボトル	1,619.76 t	1,602.59 t	1,584.00 t	1,565.62 t	1,547.46 t
その他のプラスチック	7,407.67 t	7,329.16 t	7,329.16 t	7,244.15 t	7,077.06 t

※令和3年3月まで「その他紙」として収集。令和3年4月から「雑がみ」として収集開始。

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進させるための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

方 策 名	事 業 内 容
集団資源回収報奨金制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開始時期 平成3年度 ・ 実施方法 集団資源回収を実施している市民団体に対し、回収量に応じた報奨金の交付、集団資源回収に協力する事業者に対する助成金を交付し、資源の再利用及びごみの減量化を図り、循環型社会形成に向けて市民の意識を高める。 ・ 回収団体数及び実績 令和3年度 241団体 1,491,244kg

方 策 名	事 業 内 容
生ごみ処理容器購入費助成金制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開始時期 平成4年度 ・ 実施方法 家庭用生ごみ処理容器設置者に対し、一般家庭から排出される生ごみの減量化・資源の再生利用目的として購入費の一部を助成し、普及啓発に努める。 ・ 助成件数 令和3年度 83件
広報体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施方法 ごみの減量・分別、あるいは3Rの普及啓発、容器包装廃棄物の処理状況など、市の広報誌、市のホームページ等を通して積極的に広報する。また、町内等から個別に分別講習会の要請があれば講習会を実施し、周知徹底に努める。
市立小中学校による紙パック回収事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開始時期 平成4年度 ・ 実施方法 家庭で消費されるものの中で、再生可能な資源の一つとして考えられる紙パックの回収を実施することにより、環境保全を知識として持つだけでなく、実際に行動できる能力や態度を育成し、環境教育の推進を図る。 ・ 回収校数及び実績 令和3年度 30校 2,156kg
リサイクルプラザ業務の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開始時期 平成11年度 ・ 実施方法 あらかわクリーンセンター施設見学や親子バス工場見学会などの各種リサイクル講座を実施し、また、ごみとして出された家具類や自転車を再生し、抽選販売するなど、廃棄物の減量及び再利用に係る普及啓発に努める。
家庭用剪定枝破碎機貸与事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開始時期 令和3年度 ・ 実施方法 庭木等で発生する枝葉をチップ化し、たい肥の材料等に活用できる家庭用剪定枝破碎機の貸し出しを推進する。 ・ 貸出件数 令和3年度 185件 処理量 6,813kg

方 策 名	事 業 内 容
落ち葉等たい肥化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開始時期 令和3年度 ・ 実施方法 落ち葉等のたい肥化を進めるため、「タヒロン」を用いて、市・町内会等から出る草類の減量に努める。 ・ 設置課箇所 新浜公園4台、15町内会に17台
施設見学会等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開始時期 昭和52年度 ・ 実施方法 市民に広くごみ処理体制や状況を広報するため、市のごみ処理施設の見学会等を実施し、ごみの適正処理に対する理解を深める。
もったいない実践講座	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開始時期 平成18年度（令和3年度からリニューアル） ・ 実施方法 これまでの「もったいない学習会」をリニューアルし、各企業・各家庭でできる省エネ・省資源の取り組みを実践してもらうため、講義や実習などを行う。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

廃棄物処理施設の整備状況や最終処分場の延命化等を勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、本市が有する収集機材、選別施設等を考慮し収集区分は下表中欄のとおりとする。

本市では、開始時期をより詳細に告知する目的から、開始年月を示すこととした。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	開始年月
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶類	平成9年4月

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	開始年月
主としてガラス製の容器(無色のガラス製容器、茶色のガラス製容器、その他の色のガラス製容器) ※リターナブルびんも含む	びん類	平成11年4月
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	紙パック	平成9年4月
主として段ボール製の容器	段ボール	平成12年4月
主として紙製の容器であって上記以外のもの	その他の紙製容器包装	平成16年4月
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	ペットボトル	平成11年4月
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	その他のプラスチック製容器包装	平成16年4月

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	191.80t		189.77t		187.56t		185.39t		183.24t	
主としてアルミ製の容器	406.26t		401.95t		397.29t		392.68t		388.13t	
	(合計) 152.82t		(合計) 151.20t		(合計) 149.44t		(合計) 147.71t		(合計) 146.00t	
無色のガラス製容器	(引渡) 152.82t	(独自処理) 0.00t	(引渡) 151.20t	(独自処理) 0.00t	(引渡) 149.44t	(独自処理) 0.00t	(引渡) 147.71t	(独自処理) 0.00t	(引渡) 146.00t	(独自処理) 0.00t
茶色のガラス製容器	368.94t		365.03t		360.80t		356.61t		352.48t	
	(引渡) 354.18t	(独自処理) 14.76t	(引渡) 350.43t	(独自処理) 14.60t	(引渡) 346.37t	(独自処理) 14.43t	(引渡) 342.35t	(独自処理) 14.26t	(引渡) 338.38t	(独自処理) 14.10t
その他のガラス製容器	131.55t		130.15t		128.64t		127.15t		125.68t	
	(引渡) 126.29t	(独自処理) 5.26t	(引渡) 124.94t	(独自処理) 5.21t	(引渡) 123.49t	(独自処理) 5.15t	(引渡) 122.06t	(独自処理) 5.09t	(引渡) 120.65t	(独自処理) 5.03t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	35.12t		34.75t		34.35t		33.95t		33.56t	
主として段ボール製の容器	1,290.04t		1,276.37t		1,261.56t		1,246.93t		1,232.46t	
	(合計) 378.50t		(合計) 374.48t		(合計) 370.14t		(合計) 365.85t		(合計) 361.60t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(引渡) 0.00t	(独自処理) 378.50t	(引渡) 0.00t	(独自処理) 374.48t	(引渡) 0.00t	(独自処理) 370.14t	(引渡) 0.00t	(独自処理) 365.85t	(引渡) 0.00t	(独自処理) 361.60t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	595.36t		589.05t		582.22t		575.47t		568.79t	
	(引渡) 297.68t	(独自処理) 297.68t	(引渡) 294.53t	(独自処理) 294.52t	(引渡) 291.11t	(独自処理) 291.11t	(引渡) 287.74t	(独自処理) 287.73t	(引渡) 284.40t	(独自処理) 284.39t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	1,427.77t		1,412.64t		1,396.25t		1,380.06t		1,364.05t	
	(引渡) 1,427.77t	(独自処理) 0.00t	(引渡) 1,412.64t	(独自処理) 0.00t	(引渡) 1,396.25t	(独自処理) 0.00t	(引渡) 1,380.06t	(独自処理) 0.00t	(引渡) 1,364.05t	(独自処理) 0.00t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び
法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の
量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は、近年の少子高齢化や社会動態を勘案し、次のとおり設定した。

5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
268,128人	265,286人	262,209人	259,167人	256,161人
(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)
98.94%	98.94%	98.84%	98.84%	98.84%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別区分	収集・運搬段階	選別・保管段階
年度	5～9	5～9	5～9
主としてスチール製の容器	缶類	民間委託による 定期回収	市
主としてアルミ製の容器			
無色のガラス製容器	びん類	民間委託による 定期回収	市
茶色のガラス製容器			
その他のガラス製容器			
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの (原材料にアルミニウムが利用されているものを除く。)	紙パック	民間委託による 定期回収	民間業者
主として段ボール製の容器	段ボール	民間委託による 定期回収	民間業者
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	雑がみ	民間委託による 定期回収	民間業者
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	ペットボトル	民間委託による 定期回収	市
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	その他のプラスチック製 容器包装	民間委託による 定期回収	市

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

缶類、びん類、ペットボトルについては、本市の資源化工場で選別、圧縮、保管をする。紙パック、段ボール、その他の紙製容器包装については市の収集車が直接民間業者の施設に搬入し中間処理を行う。また、その他のプラスチック製容器包装については、本市で設置した施設で選別、圧縮、梱包する。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
年度	5～9	5～9	5～9	5～9
主としてスチール製の容器	缶類	透明袋	複数投入口付 圧縮板収集車	あらかわクリーン センター資源化工場 (選別・圧縮・保管)
主としてアルミ製の容器				
無色のガラス製容器	びん類	透明袋	平ボディ車	あらかわクリーン センター資源化工場 (選別・保管)
茶色のガラス製容器				
その他の色の ガラス製容器				
主として紙製の容器であって 飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用 されているものを除く。)	紙パック	ひも	平ボディ車	民間業者 ストックヤード [*] 屋内 (保管)
主として段ボール製の容器	段ボール	ひも	圧縮板 収集車	民間業者 ストックヤード [*] 屋内 (保管)
主として紙製の容器包装であ って上記以外のもの	雑がみ	ひも	平ボディ車	民間業者 ストックヤード [*] 屋内 (保管)
主としてポリエチレンテレフタレート(PET) 製の容器であって飲料又はし ょうゆを充てんするためのも の	ペットボトル	透明袋	複数投入口付 圧縮板収集車	あらかわクリーン センター資源化工場 (選別・圧縮・保管)
主としてプラスチック製の容器包装 であって上記以外のもの	その他のプラ スチック容器包装	透明袋	圧縮板 収集車	あぶくまクリーン センター資源化工場 (選別・圧縮・梱包)

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

施策	具体的な内容
福島市廃棄物減量等推進 審議会設置	・ 設置時期 平成5年 ・ 審議内容 学識経験者、関係団体の代表者、関係事業者等を委員とし、一般廃棄物の減量化、循環型社会形成の促進、一般廃棄物処理計画及びその他の事項について調査審議する。